

# 事業主の皆様へ「働き方改革」の推進に向け 労務管理について専門家の 訪問支援を受けませんか？

松阪労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」が、個別に事業場を訪問させていただき、以下のようなご相談について、お悩みに沿った解決策をご提案します。

- ㊦ 労働基準法等の改正について（残業時間の上限規制など）
- ㊦ 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- ㊦ 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- ㊦ 長時間労働の削減に向けた取組み
- ㊦ 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金

※上記以外の労務管理に関するご相談も受け付けます。

## 訪問支援の特徴

- 😊 事業場の支援を目的としており、行政指導を行うことはありません。
- 😊 下記受付時間内であれば、ご希望の時間帯に応じられます。
- 😊 費用は一切かかりません。

訪問支援を希望される場合、裏面の申込書に必要事項を記載し、裏面記載の宛先にFAX・郵送いただくか、下記連絡先まで電話にてお問い合わせください。

なお、来署いただいた際の相談・支援も可能です。



連絡先 松阪労働基準監督署 0598-51-0015

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）



厚生労働省・三重労働局 松阪労働基準監督署

# 労務管理に係る訪問支援申込書

松阪労働基準監督署 御中

郵送先 〒515-0011 松阪市高町493-6 松阪労働基準監督署  
FAX先 0598-51-9988

事業場名	
所在地	
連絡先	( )
担当者職氏名	
希望する内容 (○で囲んでください。)	訪問支援を希望したい ・ 来署して支援を受けたい
希望する日時 (第3希望まで) ※諸事情により 応じられない場 合もあります。	第1 平成30年 月 日 時 分～ 第2 平成30年 月 日 時 分～ 第3 平成30年 月 日 時 分～
支援を希望する 内容 (番号を○で囲 んでください。) (複数選択可)	1 労働基準関係法令の改正について 2 時間外・休日労働協定(36協定)を含む労働時間制度全般 3 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入 4 長時間労働の削減に向けた取組み 5 時間外労働の上限設定などに取組みに利用可能な助成金 6 その他 ( )

## ご参考

### 申込後の訪問支援の流れ

- ① 担当者より申込事業場へ電話させていただき、訪問(来署)日時を調整させていただきます。
- ② 訪問時、希望された内容についての説明、相談支援を行います。
- ③ ご希望に応じてチェックシートにより労務管理診断を行います。
- ④ 当署で対応できない場合、各種相談窓口をご案内します。